



福運輸第655号
福運整第653号
令和元年12月18日

公益社団法人 福島県トラック協会長 殿

東北運輸局福島運輸支局長



「貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等
について」の一部改正について

標記について、令和元年11月1日付けで東北運輸局長から別添のとおり通達があつたので、了知されるとともに貴団体傘下事業者に対し周知願います。

東自監第218号
東自貨第286号
東自保第47号
令和元年11月1日

福島運輸支局長 殿

東北運輸局長
(公印省略)

「貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令
発令基準等について」の一部改正について

標記について、令和元年10月31日付け国自安第121号、国自貨第81号
により自動車局長から別添のとおり通達があったので、了知されるとともに、関
係事業者等に対し周知されたい。



国自安 第121号
国自貨 第 81号
令和元年10月31日

各 地 方 運 輸 局 長 殿
沖 繩 総 合 事 務 局 長 殿

自 動 車 局 長
(公 印 省 略)

「貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等
について」の一部改正について

今般、「貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等につ
いて」(平成8年11月1日付け自貨第104号、自環第245号)の一部を別添新旧対
照表のとおり改正するので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知され
たい。



「貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
<p>自貨第104号 自環第245号 平成8年11月1日 平成14年1月17日 平成16年12月24日 平成19年5月1日 平成21年9月29日 平成21年11月20日 平成22年4月28日 平成25年9月17日 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正</p>	<p>自貨第104号 自環第245号 平成8年11月1日 平成14年1月17日 平成16年12月24日 平成19年5月1日 平成21年9月29日 平成21年11月20日 平成22年4月28日 平成25年9月17日 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正</p>
<p>各地方運輸局長 殿 沖繩総合事務局長 殿</p>	<p>各地方運輸局長 殿 沖繩総合事務局長 殿</p>
<p>自動車交通局長</p>	<p>自動車交通局長</p>
<p>貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について</p>	<p>貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について</p>
<p>貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第20条の規定に基づく運行管理者資格者証の返納等を行う場合は、この基準によることとされた。</p>	<p>貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第20条の規定に基づく運行管理者資格者証の返納等を行う場合は、この基準によることとされた。</p>
<p>1 通則 (1)～(7) (略)</p>	<p>1 通則 (1)～(7) (略)</p>
<p>2 運行管理者資格者証の返納命令処分 (1)～(6) (略) (7) 運行管理者資格者証の返納命令処分を受けた資格者に対しては、法第19条第2項第1号の規定に基づき、処分の日から5年を経過しなければ運行管理者資格者証の交付を行わないものとする。運行管理者資格者証の返納命令に違反した場合も同様とする。</p>	<p>2 運行管理者資格者証の返納命令処分 (1)～(6) (略) (7) 運行管理者資格者証の返納命令処分を受けた資格者に対しては、法第19条第2項第1号の規定に基づき、処分の日から2年を経過しなければ運行管理者資格者証の交付を行わないものとする。運行管理者資格者証の返納命令に違反した場合も同様とする。</p>
<p>3 資格者の警告</p>	<p>3 資格者の警告</p>

(略)

附 則 (平成19年5月1日付け国自総第49号、国自貨第13号)
1 改正後の通達は、平成19年7月1日以降の違反行為から適用する。
2 平成19年6月30日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により処分等を行うものとする。

附 則 (平成21年9月29日付け国自安第76号、国自貨第80号)
この通達は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月20日付け国自安第112号、国自貨第113号)
この通達は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月28日付け国自安第10号、国自貨第13号)
1 改正後の通達は、平成22年4月28日から施行する。
2 平成22年4月27日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により処分等を行うものとする。

附 則 (平成25年9月17日付け国自安第148号、国自貨第60号)
1 この通達は、平成25年11月1日から施行する。
2 この通達の施行の前日に確認した違反行為であって、この通達の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この通達の規定を適用するより行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。
3 2(4)の規定中行政処分等の基準5.(1)①に係る規定については、平成26年1月1日以降に違反行為があったものについて適用し、平成25年12月31日以前の違反行為については、なお従前の例による。
4 「貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等の解釈及び運用について」(平成8年11月1日付け自貨第105号、自環第246号)は、平成25年10月31日限り廃止する。

附 則 (令和元年10月31日付け国自安第121号、国自貨第81号)
この通達は、令和元年11月1日から施行する。

(略)

附 則 (平成19年5月1日付け国自総第49号、国自貨第13号)
1 改正後の通達は、平成19年7月1日以降の違反行為から適用する。
2 平成19年6月30日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により処分等を行うものとする。

附 則 (平成21年9月29日付け国自安第76号、国自貨第80号)
この通達は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月20日付け国自安第112号、国自貨第113号)
この通達は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月28日付け国自安第10号、国自貨第13号)
1 改正後の通達は、平成22年4月28日から施行する。
2 平成22年4月27日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により処分等を行うものとする。

附 則 (平成25年9月17日付け国自安第148号、国自貨第60号)
1 この通達は、平成25年11月1日から施行する。
2 この通達の施行の前日に確認した違反行為であって、この通達の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この通達の規定を適用するより行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。
3 2(4)の規定中行政処分等の基準5.(1)①に係る規定については、平成26年1月1日以降に違反行為があったものについて適用し、平成25年12月31日以前の違反行為については、なお従前の例による。
4 「貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等の解釈及び運用について」(平成8年11月1日付け自貨第105号、自環第246号)は、平成25年10月31日限り廃止する。